

(議会運営委員長 仲村清信君登壇)

○議会運営委員長(仲村清信君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る一月十九日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、本臨時会に提案されます案件につきましては、市長から十二件の案件が送付されており、この日程の順序につきましては、先例に倣いまして、お手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

次に、議案の取り扱いですが、臨時会ではございますが、会期をもってこれを処理していくということで、お手元に御配付の付託表のとおり、各委員会に付託し審査を願うことといたしました。また、日程第三、及び日程第十四の議案については、慎重審議の上、即決でお願いすることと決定しております。

次に、会期でございますが、本臨時会におきましては、市長から提出されました案件も多く、本日の本会議の後、二十七日から二月七日まで休会とし、各委員会を開いていただき、最終日を二月八日までの十四日間の会期とするにといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの申し出があり、お手元に御配付してあります二件については、本臨時会最終日本会議終了後とし、さらに理事者より本日全協開催の要望があり、本日の議事進行を考慮した上で開催いたすことといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今臨時会が円滑に運営されるようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。よて、議事は以上で終了いたします。お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、一月二十六日から二月八日までの十四日間と決定いたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、会期は十四日間と決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 暫時休憩いたします。

午前 十時 七分 休憩

午前 十時二十九分 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第三 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、報告第一号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

既に御承知のとおり、税制改革関連法案の一つとして国会に提案されておりました地方税法の一部を改正する法律案が、他の法律案とともに昨年の十二月二十四日に国会で可決され、同月三十日に公布されました。

今回の法律改正については、そのほとんどが平成元年度以降の改正でございますが、退職所得に係る所得割の税率については、昭和六十四年一月一日から施行することになりました。本来なら改正条例を議会に御提案申し上げ、審議をいただくべきでございますが、その暇がございませんので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙専決第四号のとおり、福生市税賦課徴収条例の一部を改正をさせていただきますので、地方自治法の定めるところにより専決処分の報告を申し上げます、御承認を賜りたいと存ずる次第でございます。

それでは、お手元の議案第二十八号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の内容について御説明申し上げます。

まず、第四十七条の四の表の改正でございますが、内容は退職所得の分離課税に係る所得割の税率を規定したものでございまして、現行七段階の税率の刻みを三段階に減らし、簡素な税率構造としたこととあります。これにより、最低税率の適用範囲を課税所得六十万円から百二十万円までに拡大し、最高税率を一二％から一一％に引き下げ、累

進度が緩和されました。

次の別表の改正でございますが、退職所得に係わる所得割の額は、ただいま説明申し上げました税率を適用して税額を算出し、退職手当等の支払い者が特別徴収の方法によって徴収することになっておりますが、特別徴収義務者の事務の簡素化等を考慮し、本則の規定に係らず別表の特別徴収税額表によって税額を求め、税を徴収していただくことになっております。今回も本則の税率改正に伴い、別表の改正が行われるものでございます。

適用については、退職所得に係る分離課税は、他の所得が前年所得課税であるのに対し、歴年課税でございますので、昭和六十四年一月一日以降に支払うべき退職手当等に係るものについて適用するものとなっております。このことが今回の専決処分による条例改正に至った理由でございます。

附則といたしまして、第一条は改正条例の施行日を昭和六十四年一月一日からとすることを定め、第二条は新条例を適用するに当たっての経過措置を定めたものでございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、専決処分による条例改正の内容についての説明といたします。

何とぞ、原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより報告第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって報告第一号は、原案のとおり承認されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第四 議案第一号 福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 議案第一号 福生市組織条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正理由でございますが、現行組織は昭和五十九年十月十五日から組織化されたものでございますが、その後の社会情勢や下水道事業の完了、住民情報等の電算化による行政形態の変化などにより、行政を取り巻く環境は著しく変化しております。そこで、これらの状況の中で行政全般を見直し、多様化する住民ニーズに応えつつ、市民サービスの向上や今後予想される新たな行政の展開にも対応すべく行政組織の改正が必要になっており、今回改正しようとするものでございます。改正事項は、第一条及び第二条関係について改正するものです。

具体的内容といたしましては、まず第一条の部の設置の関係でございますが、現行の第一条に第二項を追加し、現行の規定する部に属さない組織として、新たに行政推進担当を置くことを追加するものでございます。これは、現行五部制となっております部以外に参事職を充て、行政における様々な重要問題について特命事項の調査研究を行わせる組織として、新たに行政推進担当を設けるものでございます。

次に、第二条の部の事務分掌の関係でございますが、第二条第一項の具体的な各部の事務分掌といたしまして、まず企画財政部ですが、第一号の市政の総合企画に関することにつきましては変更はございません。第二号の市政運営の調整に関すること、第三号の広報公聴に関すること、第四号の予算その他財政に関すること、第六号の市史編纂に関すること、第七号の税務に関することにつきましては、番号の変更のみで事務分掌の内容は変わりございません。第五号につきましては、現行の企画財政課と調整担当を統合し企画調整課と財政課に分割するため、これに伴い管財課で行っている契約事務を財政課で担当するため、契約に関することを新たに付け加え、第五号に明示するものでございます。

次に、総務部ですが、第一号の秘書及び交際に関することにつきましては変更はございません。第四号の市議会との連絡に関すること、第六号の用地の取得に関すること、第七号の文書及び人事に関すること、第八号の他の部の主管に属さないことにつきましては、番号の変更のみで事務分掌の内容は変わりません。

第二号につきましては、秘書課の中に渉外担当を統合するため、主要施策の渉外に関するものを、第三号に基地対策に関するものを企画財政部から総務部に移し、明示するものであります。また、現行の庶務職員課と管財課を再編制し、庶務課と文書職員課とするため、現行経済課で担当している統計事務を庶務課で担当し、また管財課で担当している契約及び財産に関するものは、契約の事務を財政課に移すため第五号を統計及び財産に関するものに改め、明示するものでございます。

次に、市民部ですが、市民課を市民課と保険年金課に分割することに伴い、厚生課で担当している老人健康医療等の事務を保険年金課に移すため、第二号の国民保険及び国民年金に関するものを、国民健康保険、老人保健医療及び国民年金に関するものに改めるものでございます。

なお、福祉部と建設部の関係については、事務分掌関係の改正はございません。

次に、第二条第二項の関係ですが、第二条に第二項を追加し、行政推進担当の事務分掌として特命事項の調査研究に関するものを追加するものでございます。

なお、改正後の組織数は、八部三十課七十七係で四百三十二人となります。また、課以下の組織については、組織規則で定めることになっておりますが、お手元に配付しております「組織の新設・分割・統合等に伴う新旧対照表」「改正組織機構図案」のように変更しようとするものでございます。

以上、はなはだ雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（村尾栄次君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○十一番（松山 清君） 総務委員会付託ということですので、この場では細かいことはともかく、（「それでやれ」と呼ぶ者あり）二、三ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

一つは、新たにここにつくられることとなります行政推進担当ですね。それで、その推進担当の事務分掌は特命事項の調査研究にすることだと。一つは、二十六市の中で、こうした行政推進担当、似かよった名前のものがあるかと思うのですが、そういう例をひとつ具体的に教えていただきたい。

それから、この特命事項、現時点においてその特命事項の調査研究なんです、何をさせようとしているのか、組織をつくるわけだから、つくってから考えるんだということでは決まてないわけですね、市長の頭にはあるはずですよ。いわゆる特命事項というのは、今考えているものは何なのか、その辺をひとつはっきりさせていただきたい。

それから、今までの組織の中でも特命事項についてやれないわけじゃないと思うんですね。そうすると、新たに設けるといふことになったのは、相当のものの特命事項というふうに考えられるわけですが、そのことも含めてひとつお聞かせいただきたい。

それから、基地対策にすることが、企画から総務に移る。その部を移るのはそれは構わないと思うんですね、部をどちらの部に置こうと。要は、しかし、その基地対策に対する基本的な考え、その要員を充実するとか、そういうことを伴わなければならないと思うんですね。しかし、この改正組織機構図案ですか、この本会議資料というのを見ましても、むしろこれは、私たちが常々要望してきたことは全く逆行する形になるんじゃないかなと、端的にそう思うんですね。そういうふうには思いませんか。

この新市長、石川市長になりました、五月以後まだ一年にならないわけですが、この間E2Cの問題でも大変な騒音を撒き散らしているわけですね。もう従来の形だけではそういうものに対応しきれない時点に来ているのだと思うんですね。しかし、今度の組織改正では、なお後退するような、秘書課長のもとにそういうものを全部統合する形になるんだと思うんですね、これを見る限り。そうしますと、秘書課長というのは常に市長と同行する形が多い。市民の立場からすれば、E2Cが騒音を撒き散らしている、市長もいない、秘書課長もいない、そうしたら誰が対応するのですか、管理職として。いままでは少なくとも別になっておりましたね。そういう点では、全く一緒にしてしまふわけで、なお、そういう点では市民に対する対応はできない。住民ニーズ、市民サービスに応えるために、これは全く逆行すると、私は思うのですが、そういう点は考えてはおられないのかどうか。

○企画財政部長（内田和雄君）

自席から御質問に対する御答弁を申し上げます。

特命事項の内容でございますが、行政推進担当の職務上の位置づけにつきましては、現行の企画担当で所掌をしておるわけですが、特命事項に関するものの調査研究を積極的に拡充を図っていくことを定めたもので、その職務は所管する担当だけでは対応が難しい、複合的、総合的に検討を要する事案、具体化に向けての方策等を多角的

に検討し行うもので、その範囲は市長の職務権限に属する市民福祉の向上につながる施策とするものでございます。具体的には、当面は課題となっております片倉跡地の検討、八小跡地の検討等ハード面のほか、高齢化社会や国際化時代に対応する総合的な研究等を所掌してもらうことになっております。

他市の状況はどうかということですが、具体的に特命事項を担当する主幹、参事というようなものは、他市でもいろいろございます。当市のようにその時々によって特命事項を定めていく、弾力的に運用できる組織はほかにはないようでございます。

それから、今までの組織の中でこのような特命事項的なことがあったのではないかとということで、企画の方でこのようなことをやっていたのですが、なかなか企画の場合ですと突っ込んだ形で研究ができないということ等もありまして、これらを専門的に担当していただき、さっき申し上げたようなことをできるだけ早く解決をして、市民の福祉向上につなげていきたいということです。

それから、基地対策の關係でございますが、総務部に移るといことで対応が遅くなるのではないかとということでございますが、現在秘書課の方と、それから今企画財政部の渉外担当の方で仕事によっては両方にまたがるような基地対策問題がございます。そういう中で、これは秘書課と渉外担当が一緒になって処理していくことが、なお賢明ではないかというふうなこと等を考慮し、このような形がいいというふうなことで決めました。

また、秘書課長が市長に随行して、いつも不在になるのではないかというような御質問でございますが、これからの秘書課はできるだけ係長に市長の随行を行わせ、特別の場合は課長も随行いたしますけれども、できるだけ係長随行で行っていただく、そういうことによりまして御指摘のいろいろな問題を解決していきますので、今までと変わりはなないと思います。

なお、職員も一人増員しておりますので、また渉外担当の中でいままで同和対策を担当していましたが、これらの事務も除かれますので、今までより充実した形で事務が行われるというふうなことで、このようにいたしました。以上でございますが、よろしくどうぞお願いいたします。

○十一番（松山 清君） 説明をお聞きしました。それで、私は市長にちょっと答えていたのですが、いわゆる特命事項については、市長の職務権限内だと。これは当たり前のことだと思ふんですね。だとすれば、今考えてお

られるものは、部長のほうから片倉、八小、高齢化、その他というふうなことがありましたけれども、これはやはり市長自身が特命するわけでしょうからね、これはほかの方ではできっこないわけですから、市長は部長の言ったことと同じものかどうかわかりませんが、特命の問題ではその点、市長の方からきちっと答弁いただきたいんですね。それから、やはり説明の中でありましたけれども、結局こういうふうな次から次と特命事項を弾力的にやれる、こういうものは二十六市にはないということですね。ある意味では、決まった形というものは他市にはあるけれども、だとすれば、これは際限がないわけですね、特命事項という形になっているだけで、その特命事項というのは次から次とあり得るわけですね。際限がない、だとすれば、この組織そのものは非常にある意味では、市長の権限はもとも強いわけですが、いわゆるトップダウン方式をなお一層強くするような私は機構だと思ふのです。それにちがいないわけですよ、実際には、もともと基本的にはなかったやってきましたから、営々と今日まで市制二十年間そういう機構なしで今日までやってきたわけですから、新たにつくるということになれば石川市長のおおトップダウン方式を強めていく、そういうものの上での行政推進、そういう形にならざるを得ないのじゃないかと思ふいます。

そういう点では、今日の時点でのその特命事項、市長の方から聞かせてください。

それからもう一つ、基地対策については、そのいろいろなやりとりはわかりました。また、総務委員会でやりまされども、しかし、決して前進的なものは何も感じません。同和担当を除く、同和担当なんてそんなに今日までだつてやっていたわけではないわけですから、それを除いたからって大して負担が軽くなるわけではない、そのことだけ言っておきます。

○市長（石川彌八郎君） 行政推進担当の役割というのは、ただいま内田企画部長が申し上げたとおりでございます。付け加えますに、より積極的に、より果敢にといったような意味合いがございますので、こういうふうなものを設けた次第でございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案一号は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第一号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十四分 休憩

午前十一時 五分 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第五 議案第二号 福生市行政改革審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二号 福生市行政改革審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正理由といたしましては、議案第一号で提案いたしました福生市組織条例の一部を改正する条例提案の中で御説明を申し上げました組織内の企画財政部の企画財政課と調整担当を統合し、企画調整課と名称を変更するため、これに伴いまして福生市行政改革審議会条例の第七条関係の審議会の庶務について改正する必要があるため提案するものでございます。

したがいまして、第七条中「企画財政部調整担当」となっているものを、「企画財政部企画調整課」に改めようとするものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明ですが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第六 議案第三号 福生市基本構想審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第三号 福生市基本構想審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正理由といたしましては、議案第二号で提案いたしました福生市行政改革審議会条例の一部を改正する条例提案の中で御説明申し上げました内容と同じでございます。

したがいまして、第七条中「企画財政部企画財政課」となっているものを、「企画財政部企画調整課」に改めようとするものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第七 議案第四号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきまして、改正理由並びに内容を御説明申し上げます。

本条例も前二議案と同様に組織条例の改正に伴いまして、当審議会における庶務担当課の変更をいたそうとするものでございまして、第六条中「総務部庶務職員課」を「総務部文書職員課」に改めようとするものでございます。

なお、条例施行は平成元年四月一日ということでございます。

簡単な説明でございますけれども、よろしく慎重御審議を賜りまして原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

た。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第八 議案第五号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第五号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに改正内容を説明申し上げます。

今回の改正の一般職の職員の給与と改定でございますが、御案内のように昭和六十三年給与改定につきましては、国の人事院、あるいは東京都の人事委員会それぞれ引き上げの勧告をいたしておるところでございます。

国及び東京都におきましては、これらの勧告に基づきまして勧告どおりにそれぞれ二・三五%、それから二・三七%の引き上げ率をもって改定を既にされたところでございます。このような状況下にありまして、当市といたしましても国家公務員等の給与水準等を配慮しながら、本改定についていろいろ検討を重ねてまいりました。その結果、国家公務員並みの二・三五%の引き上げ率をもって本条例の改正をお願いしようとするものでございます。

まず、第九条第二項第二号及び第四号の改正でございますが、これは扶養手当の支給対象者の年令基準の改正でございます。現行規定におきましては、その対象年齢を十八歳未満の子供などの扶養者ということになっております

が、この対象範囲を満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に延長しようと、こういうことでございます。

言いかえますと、通常十八歳で高校を卒業するまでは扶養手当の支給対象者となると、こういうことに相成ります。次に、第九条第三項の改正でございますが、これは扶養手当の金額の改正でございます。その金額を配偶者等に対する扶養手当について千円この際引き上げまして、一万六千円から一万七千円にしようとするものでございます。

次に、第十条の三、第一項の改正でございますが、これは住居手当の改正でございます。その限度額をこのたび四百円引き上げまして、八千六百円といたそうとするものでございます。

次に、別表の給料表の改正でございますが、今回の改正の主題をなすものでございまして、この表を適用して各々等級号級に該当いたします職員をもって実際の改定額を算出いたしますと、一等級においては二・四〇%、額にして八千六百九十二円、それから二等級については二・二一%、額にして七千二十一円、三等級については二・一九%、額にして五千七百七十二円、それから、四等級につきましては二・四六%、額にして六千二百二円、五等級につきましては二・三七%、額にして五千二百三円、職員全体の平均で申し上げますと二・二六%、額にして五千八百九十二円の引き上げと相なります。

なお、本給料表の改定にあたりましては、従前より御指摘をちょうだいしておりますところの給料体系の職務と責任、こういったものに複雑性等を配慮した中で若干でございますが、昨年引き続きましてその趣旨に沿って努力してまいったところでございます。

以上の数値を基準内で見ますと、実質給料において一・八八%、それから扶養手当、住居手当等の諸手当を含めまして〇・四七%、合計で二・三五%の引き上げとこういうことに相なるわけでございます。この数字がいわゆる今回のベースアップ二・三五%である、こういうことになります。

次に、改定後の初任給を参考までに申し上げますと、高校卒が二千七百円引き上げて十一万三千百円、それから短大卒が二千九百円引き上げて十二万四千五百円、それから大学卒が三千二百円引き上げて十三万六千六百円というふうに相なるわけでございます。

なお、この給与改定に伴います財源については、各会計とも当初予算において二・四%の財源を留保しておりますが、今改定に要します金額は一般会計、特別会計を合わせて六千二百八十三万七千円と見込まれておりまして、補正予算においては、先ほど申し上げました留保額、あるいは人事異動その他の要因によりまして、金額を差引きいたしますと、結果において千四百七千円の減額補正ということになりまして、今回御提案申し上げます引き上げによりまして、補正予算をお願いすることになるわけでございます。

次に、附則でございますが、第一項及び第二項については改正条例の施行期日等を規定したものでございまして、本条例は交付の日から施行し、改定後の条例は昭和六十三年四月一日に遡って適用すると、そういうものでございます。ただ、但し書きといたしまして、扶養親族の十八歳における年齢基準の変更に伴います扶養手当につきましては、

本年の四月一日から施行し適用しようと、こういうものでございます。

次に、第三項でございますが、これは給与の内払いを定めたものでございまして、改正前の条例の規定に基づいて支払いました昭和六十三年四月一日から、この条例の施行の日の前日までに支払われた職員給与については改正後の規定によって支払われる給与の内払いである、というように規定をさせていただいたわけでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、慎重審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。説明にさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） 何点か質問をいたします。

まず、この条例、今まで普通三月の定例議会にしたようなことが多いのですが、今回どういう理由があってこの臨時議会に提案したかということが一点。

それから、昨日の新聞等で報道がありましたけれども、住居手当についてですが、六月の期末手当からは別枠にしていくというような新聞報道がありましたけれども、その見解についてはどういうふうになっているか。

それからあとは、数字的なことでございますけれども、総務委員会では詳しい数字が出ようかと思うのですが、この平均の五千八百九十二円と定期昇給分が何%で幾ら。ですから、六十三年度の昇給額がトータルで幾らになるか、平均で結構ですから、これは数字が出ていると思うのでお願いいたします。

それから、先ほどベースアップ分の等級別の説明がありましたけれども、この提案されております表の定期昇給分が一等級、二等級、三等級、四等級、五等級それぞれ何%で幾らになっているかをお願いいたします。

それから、これは六十三年の四月一日に遡るわけですから、このベースアップを含めた後の期末手当の額について六月期が一・九五ですね。それから、十二月期が二・五六、三月期が〇・五それぞれが幾らになって、トータルでは幾らになるのか。以上です。

○助役（浅見裕康君） 最後の期末手当の総額については、ちょっと計算をさせていただかないとわかりませんが、率ではなく額でございいますね。（「額です」と呼ぶ者あり）

次に、別表の給料表の改正でございますが、今回の改正の主題をなすものでございまして、この表を適用して各々等級号級に該当いたします職員をもって実際の改定額を算出いたしますと、一等級においては二・四〇%、額にして八千六百九十二円、それから二等級については二・二一%、額にして七千二十一円、三等級については二・一九%、額にして五千七百七十二円、それから、四等級につきましては二・四六%、額にして六千二百二円、五等級につきましては二・三七%、額にして五千二百三円、職員全体の平均で申し上げますと二・二六%、額にして五千八百九十二円の引き上げと相なります。

なお、本給料表の改定にあたりましては、従前より御指摘をちょうだいしておりますところの給料体系の職務と責任、こういったものに複雑性等を配慮した中で若干でございますが、昨年に引き続きましてその趣旨に沿って努力してまいったところでございます。

以上の数値を基準内で見ますと、実質給料において一・八八%、それから扶養手当、住居手当等の諸手当を含めまして〇・四七%、合計で二・三五%の引き上げとこういうことに相なるわけでございます。この数字がいわゆる今回のベースアップ二・三五%である、こういうことになります。

次に、改定後の初任給を参考までに申し上げますと、高校卒が二千七百円引き上げて十一万三千百円、それから短大卒が二千九百円引き上げて十二万四千五百円、それから大学卒が三千二百円引き上げて十三万六千六百円というふうに相なるわけでございます。

なお、この給与改定に伴います財源については、各会計とも当初予算において二・四%の財源を留保しておりますが、今改定に要します金額は一般会計、特別会計を合わせて六千二百八十三万七千円と見込まれておりまして、補正予算においては、先ほど申し上げました留保額、あるいは人事異動その他の要因によりまして、金額を差引きいたしますと、結果において千四百七千円の減額補正ということになりまして、今回御提案申し上げます引き上げによりまして、補正予算をお願いすることになるわけでございます。

次に、附則でございますが、第一項及び第二項については改正条例の施行期日等を規定したものでございまして、本条例は交付の日から施行し、改定後の条例は昭和六十三年四月一日に遡って適用すると、そういうものでございます。ただ、但し書きといたしまして、扶養親族の十八歳における年齢基準の変更に伴います扶養手当につきましては、

本年の四月一日から施行し適用しようと、こういうものでございます。

次に、第三項でございますが、これは給与の内払いを定めたものでございまして、改正前の条例の規定に基づいて支払いました昭和六十三年四月一日から、この条例の施行の日の前日までに支払われた職員給与については改正後の規定によって支払われる給与の内払いである、というように規定をさせていただいたわけでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、慎重審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます説明に変えさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） 何点か質問をいたします。

まず、この条例、今まで普通三月の定例議会にしたようなことが多いのですが、今回こういう理由があってこの臨時議会に提案したかということが一点。

それから、昨日の新聞等で報道がありましたけれども、住居手当についてですが、六月の期末手当からは別枠にしていくというような新聞報道がありましたけれども、その見解についてはどういうふうになっているか。

それからあとは、数字的なことでございますけれども、総務委員会では詳しい数字が出ようかと思うのですが、この平均の五千八百九十二円と定期昇給分が何%で幾ら。ですから、六十三年度の昇給額がトータルで幾らになるか、平均で結構ですから、これは数字が出ていると思うのでお願いいたします。

それから、先ほどベースアップ分の等級別の説明がありましたけれども、この提案されております表の定期昇給分が一等級、二等級、三等級、四等級、五等級それぞれ何%で幾らになっているかをお願いいたします。

それから、これは六十三年の四月一日に遡るわけですから、このベースアップを含めた後の期末手当の額について六月期が一・九五ですね。それから、十二月期が二・五六、三月期が〇・五それぞれが幾らになって、トータルでは幾らになるのか。以上です。

○助役（浅見裕康君） 最後の期末手当の総額については、ちょっと計算をさせていただかないとわかりませんが、率ではなく額でございしますね。（「額です」と呼ぶ者あり）

それでは、順を追って御説明申し上げます。

まず、例年三月定例会で御提案申し上げてお願いをしてきたのが、今回一月になっている理由でございますけれども、これはいろいろ取り組みも早かったということもございます。それから、各市もできるだけ早く東京都が決まった以前で取り組んで、しかるべく直近の議会に提案すると、こんなようなことになりました。また、今臨時会が開きをちょうどできましたものですから、それまでには組合と何度か当然のこととして団体交渉をしてまいりまして、この条例上程までに一応一定の期間は必要としながら、今臨時会に提案できたと、こういうひとつの事務処理が例年より若干早かったと、こんなような事情でございます。特別に一月になったことについてのその他の事情というのは特にございませんで、そういったひとつの物理的な要因で一月の臨時会に御提案させていただいたと、こういうことでございます。

今後、こういう取り組みが一応一般的になるのではないかと、こんな感じはいたしております。ただ、これは給与の問題でございますから、職員も相当関心のあるところでございまして、このとおり毎年のいかどうか、あるいは私の方で一応の目標をもった改定の考え方、こういうものが組合とある程度——相当開きがある場合には時間がかかるのではないかと、こんな感じが今いたしております。

それから、二番目の住居手当の関係でございますが、確かに新聞で報道されましたように、平成元年度における期末手当あるいは勤勉手当、こういったところに住居手当が入っているという自治体は東京都だけでございまして、従来から強い指摘を自治省とかにいただいております。当然市民の皆様方からもそういった御意見をちょうだいしている向きもございまして、これについてはこれから鋭意努力をいたしまして、この期末手当の算定の中から住居手当を除くべく努力はいたしていきたいと思っております。当然二十六市だけがというような特殊な理由というのはなかなか説明がつかないものですから、それだけのやはり感覚でこれに対応していきたいと、こういうふうを考えております。

それから、三番目の定期昇給の関係でございますが、定期昇給の率としては二・七九%というような数字になります、職員の平均でございますけれども……。それから、額にして七千四百二十五円というような金額になります。

それから、等級別にちょっと申し上げますと、一等級が率的に定期昇給率を計算いたしますと一・五一%、二等級が二・二〇%、それから三等級が三・四二%、それから四等級が一・九九%、それから五等級が三・二七%、それで平均いたしますと二・七九%とこういうことになります。

金額について申し上げますと、一等級が五千六百八円、それから二等級が七千五百五十五円、三等級が八千二百四十円、それから四等級が五千三百三十七円、それから五等級が七千三百六十六円、平均いたしまして七千四百二十五円とこういう数値でございます。

最後の期末手当の支給の額はどうかということについて、ちょっと今計算をさせていただきたいと思っております。お時間をちょうだいできればと思います。

以上でございます。

○十八番（小野沢 久君） それでは、期末手当の關係の数字については、以前にもそういう質問をしておりますので、当然想定質問を予定して数字はあるものと思つて質問しましたけれども、総務委員会もあることでございますから最終日でも結構でございます。

これはなぜ聞くかという、職員の給料の問題については、やはり定期昇給の話をしていないと一般の市民にはわからないのですよ。ベースアップだけが先行いたしまして、実際に今の答弁を聞いても、ベースアップは五千八百九十八円だけれども、定算は七千四百二十五円もあるわけですから、実際には一万一千円以上の給料が上がっているわけですね。そうすると、市民は広報される部分ではなかなかベースアップの部分しか表に出てきませんからわからない。ですから、私はいつもこれは本会議で質問するには、その理由があるから質問しているんであって、高いとか安いというのではなくて、やはり市民にそういう給料形態になっているということを知らしむるためにも質問しているわけでありまして、今のあれはそれで結構だと思いますので、後ほど答弁をお願いいたします。

それから、住宅手当の關係、これも本當に市民からしてみれば不明瞭な關係で、今までも何度かこれは、やはり期末手当に含むのはおかしいということでおりますけれども、いまの助役の答弁では努力をしていくということであるけれども、改正するには条例改正をしなくては行けませんから、見直し——これは労働組合との折衝もあるでしょうから、すぐにはいかんでしょうけれども、これは変えるには条例を改正しなくては行けませんからその辺の見通しが立つのかどうか、立たなければ立たないで結構ですが、六月に間に合うような形でできるのか、それ

をもう一度お願いいたします。

それから、職務職階級関係、今の定期昇給の関係を見ましても、一等級では五千六百八円、一・五一%しか上がらないと。五等級で七千三百六十六円、三・二七%上がるという形態になっているのですが、やはり仕事の重さとか、責任の範疇ということも含めて、やはりそこらところは年々少しずつは直していただきたいということは言っているのですけれども、今回これを見ただけでもそう直っていないんじゃないかなという気がしますので、やはりその責任に合わせたような給与体系ということは考えていただきたいと、この件を要望しておきます。

○助役（浅見裕康君） 本件につきましては、先ほど申しましたように、一応条例改正が前提になりますので、鋭意努力して三月定例会には提案できるような、そういう前提のもとにこれから努力していきたいと、こういうふう考えております。

これは、従来から期末手当については、統一的なひとつの都下の二十六市のそういった総体が実はございまして、いろいろこれから実質的な団体交渉に入るわけでございしますけれども、いずれにしろ平成元年から一気に切り換える、ひとつのそういった姿勢もやはり必要であろうというような判断をしておりますので、先ほど申し上げましたように精一杯の努力をしていきたいと、こういうふうと考えております。

ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九 議案第十号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第十号 損害賠償額の決定につきまして、その提案理由と内容を説明申し上げます。

まず、職員に対します車の安全運転につきましては、以前の重大事故を契機といたしまして、庁用自動車等の管理規則の制定であるとか、あるいは安全確認の日を定めまして平常時から交通安全に努めているところでございました。再びこのたび、このような事故を起こしまして、本議案を提案せざるを得なかったということにつきまして深くお詫びを申し上げる次第でございます。

本議案につきましては、当該事故に対します市が負担すべき損害賠償額の御決定をいただくと、こういうことで地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定に基づきまして、議会の御議決をいただくべく提案を申し上げたものでございます。

まず、損害賠償額といたしましては、総額で千三百四十七万八千八百三十一円ということでございます。まず、そのうち治療費が三百万千八百三十二円、それから看護料が六十万五百四十九円、休業損害が八十三万二千四百四十円、障害慰謝料が百四十六万七千円、後遺障害保険金が七百五十万円、その他といたしまして七万七千三百十円でございます。本金額につきましては、幸いと申しますか、全額保険金からの支払い額ということに相なる予定になっております。

このうち先ほど申しました後遺障害保険金七百五十万円につきましては、自動車保険料率算定会立川調査事務所によりまして、後遺障害者として八級七号に認定されましたことから、保険会社に対しまして被害者が直接請求して既に受領をされております。

なお、事故の負担割合でございますが、休業損害、障害慰謝料、それから入院雑費、こういうところにつきましては加害者九割、被害者一割というような過失相殺的な意味で負担割合が決定されております。

なお、当該先ほど申し上げました賠償額によりまして、示談の内諾は現在得ているところでございます。次に、損害賠償の相手方でございますが、東京都青梅市新町六十三番地の五ベルゾーネ土田一〇一号、野口ヨリ氏でございます。